

京 都 大 学 危 機 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																																								
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (略)</p> <p>(6) }</p> <p>(総長等の責務)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 部局の長（<u>事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。</u>）は、当該部局における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図るものとする。</p> <p><u>4</u> }</p> <p><u>5</u> } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(対策本部の構成等)</p> <p>第10条 対策本部は、危機レベルに応じて次の表に掲げる構成とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 部局 各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）、事務本部及び各共通事務部<u>並びに監査室</u>をいう。</p> <p>(4) }</p> <p>(5) } (同 左)</p> <p>(6) }</p> <p>(総長等の責務)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 部局の長は、当該部局における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図るものとする。</p> <p><u>4 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる組織（以下この項において「別表組織」という。）については、これらを一の部局とみなして、総務担当の理事が別表組織における危機管理を統括し、及び危機管理体制の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>5</u> }</p> <p><u>6</u> } (同 左)</p> <p>(対策本部の構成等)</p> <p>第10条 (同 左)</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>担当理事等</td> <td>担当理事等</td> <td>総長</td> </tr> <tr> <td>統括副本部長</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>担当理事等</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td colspan="2">第6条第2項第2号及び第5号の委員のうちから本部長が指名する者</td> <td>理事及び副学長（担当理事等を除く。）</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td colspan="3">危機に関係する部局及び事務本部の教職員のうちから本部長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table>		レベル2	レベル3	レベル4	本部長	担当理事等	担当理事等	総長	統括副本部長	—	—	担当理事等	副本部長	第6条第2項第2号及び第5号の委員のうちから本部長が指名する者		理事及び副学長（担当理事等を除く。）	本部員	危機に関係する部局及び事務本部の教職員のうちから本部長が指名する者			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>担当理事等</td> <td>担当理事等</td> <td>総長</td> </tr> <tr> <td>統括副本部長</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td colspan="3">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td colspan="3">危機に関係する部局の教職員のうちから本部長が指名する者</td> </tr> </tbody> </table>		レベル2	レベル3	レベル4	本部長	担当理事等	担当理事等	総長	統括副本部長				副本部長	(同 左)			本部員	危機に関係する部局の教職員のうちから本部長が指名する者		
	レベル2	レベル3	レベル4																																						
本部長	担当理事等	担当理事等	総長																																						
統括副本部長	—	—	担当理事等																																						
副本部長	第6条第2項第2号及び第5号の委員のうちから本部長が指名する者		理事及び副学長（担当理事等を除く。）																																						
本部員	危機に関係する部局及び事務本部の教職員のうちから本部長が指名する者																																								
	レベル2	レベル3	レベル4																																						
本部長	担当理事等	担当理事等	総長																																						
統括副本部長																																									
副本部長	(同 左)																																								
本部員	危機に関係する部局の教職員のうちから本部長が指名する者																																								

改正前	改正後														
2～8 (略) (中略)	2～8 (同左)  附則(令和7年達示第53号) この規程は、令和7年10月1日から施行する。 別表(第4条関係) <table border="1" data-bbox="842 394 1469 967"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 394 1469 434">組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 434 1469 474">総合研究推進本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 474 1469 515">教育改革戦略本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 515 1469 555">成長戦略本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 555 1469 595">大学院教育支援機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 595 1469 636">学生総合支援機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 636 1469 676">環境安全保健機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 676 1469 716">情報環境機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 716 1469 757">国際戦略本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 757 1469 797">男女共同参画推進本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 797 1469 837">白眉センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 837 1469 878">学際融合教育研究推進センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 878 1469 918">事務本部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 918 1469 967">監査室</td> </tr> </tbody> </table>	組織	総合研究推進本部	教育改革戦略本部	成長戦略本部	大学院教育支援機構	学生総合支援機構	環境安全保健機構	情報環境機構	国際戦略本部	男女共同参画推進本部	白眉センター	学際融合教育研究推進センター	事務本部	監査室
組織															
総合研究推進本部															
教育改革戦略本部															
成長戦略本部															
大学院教育支援機構															
学生総合支援機構															
環境安全保健機構															
情報環境機構															
国際戦略本部															
男女共同参画推進本部															
白眉センター															
学際融合教育研究推進センター															
事務本部															
監査室															